

2016年度「いい夫婦の日」特別イベント
1日限りの特別なパーティに計10組のご夫婦をご招待
「いい夫婦 アニバーサリー・パーティ 2016」
参加者募集

「いい夫婦の日」をすすめる会は、「いい夫婦 アニバーサリー・パーティ 2016」への参加ご夫婦を8月8日(月)から10月3日(月)まで募集します。

「いい夫婦 アニバーサリー・パーティ 2016」は、区切りとなる結婚年数を迎えられたご夫婦を「いい夫婦の日」をすすめる会がお祝いする記念パーティで、11月14日(月)18時30分より明治記念館にて開催します。

対象は、今年、結婚5～50周年の5年刻みの区切りとなるご夫婦のほか、今年がご夫婦にとって記念となる年であるご夫婦を対象に、応募いただいたご夫婦の中から計10組をご招待します。応募に際し、ご夫婦の歴史、思い出、エピソード、今後の抱負などを400字以内の文章で投稿いただきます。他薦も受け付けており、ご両親、ご祖父母、友人ご夫婦などの思い出、エピソードでも結構です。

パーティではバイキング形式のお食事をご用意しているほか、「いい夫婦の日」をすすめる会協賛社、構成団体より記念品をプレゼント致します。

「いい夫婦の日」は、いい(11)ふうふ(22)の語呂合わせと、1985年に労働省(現・厚生労働省)が制定したゆとり創造月間の期間中であったことから、1988年に財団法人余暇開発センター(現・公益財団法人日本生産性本部)が夫婦で余暇を楽しむライフスタイルを提唱し、制定されました。

「いい夫婦の日」をすすめる会では、「いい夫婦の日」を『ふたりの時間』を大切にする日として、日本中のご夫婦によりいっそう素敵な関係を築いていただきたいという気持ちから、夫婦ボウリング大会や、いい夫婦の日記念ウォークなど、ふたりの時間を深めるさまざまな企画、イベントを行なっています。また「いい夫婦の日」は『ありがとう』を贈る日として、感謝の意を形にして贈ることが夫婦にとって大事なイベントであると考えます。

今回、区切りとなる結婚年数を迎えたご夫婦が、ふたりの歴史を振り返るとともに、これからも一層素敵な関係を築いていただきたいという思いから、ご夫婦の結婚周年を祝うパーティを開催します。



▲いい夫婦アニバーサリー・パーティ 2015 記念写真

「いい夫婦 アニバーサリー・パーティ 2016」参加者募集 概要

- 名 称 : いい夫婦 アニバーサリー・パーティ 2016
- 主 催 : 「いい夫婦の日」をすすめる会
- 協 力 : アサヒビール株式会社 味の素ゼネラルフーズ株式会社 象印マホービン株式会社
明治記念館 公益社団法人日本ボウリング場協会 一般社団法人花の国日本協議会
- 日 時・場 所 : 11 月 14 日(月)18 時 30 分～20 時 30 分(予定) 明治記念館「鳳凰の間」
※希望者は 17 時より「いい夫婦パートナー・オブ・ザ・イヤー」表彰式への出席が可能です。(無料)
- 応 募 条 件 : 今年、結婚 5～50 周年の 5 年刻みの区切りとなるご夫婦のほか、今年がご夫婦にとって記念となる年であるご夫婦で、パーティに出席可能な方。※他薦も可
- 特 典 : 「いい夫婦の日」をすすめる会協賛社、構成団体より記念品をプレゼント
- 応 募 方 法・内 容 : Web サイト専用フォームに結婚年数(何周年であるか)、郵便番号、住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号、および、400 字以内の文章を記入し、応募条件を承諾のうえ、ご応募ください。文章はご夫婦の歴史、思い出、エピソード、今後の抱負など、ご夫婦の話をご記入ください。また、他薦の場合は、ご両親、ご祖父母、友人ご夫婦の思い出、エピソード等をご記入下さい。
- 応 募 先 : 「いい夫婦の日」をすすめる会ホームページの「いい夫婦 アニバーサリー・パーティ 2016」募集ページからご応募ください。
URL : http://www.fufu1122.com/event/anniversary_party.html
- 応 募 締 切 : 2016 年 10 月 3 日(月)17 時
- 選 考 方 法 : 「いい夫婦の日」をすすめる会において選考いたします。
- 発 表 : 10 月初旬に、「いい夫婦の日」をすすめる会より当選者に電話にてご連絡します。
また、「いい夫婦の日」をすすめる会、構成団体、協賛社のホームページ、SNS にて文章を公開する場合があります。また販促・広告物等で紹介する場合があります。

応募条件と注意点(下記応募条件をご承諾した方のみご応募ください)

- ・ 応募者本人によるオリジナルの文章に限ります。
- ・ 応募文章の著作権は「いい夫婦の日」をすすめる会及び協賛会社に帰属いたします。
- ・ また、Webや書籍出版などの二次利用著作権についても同様です。
- ・ 応募文章は協賛各社が広告・販促物に使用する場合があります。
- ・ 当選者の文章が他と著しく類似していた場合は、当選を取り消すことがあります。
- ・ 個人を特定できる情報を公開することはありません。
- ・ ご応募者には、「いい夫婦の日」をすすめる会事務局および協賛会社から、各協賛社の情報をメールや郵便でお送りすることがあります。
- ・ 応募状況、選考基準などについては、一切お答えできません

以上